昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	一・四二
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	一・三九
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで	一・三四
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・三〇
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・二七
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・二四
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・二〇
（略）	（略）
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・一三
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・〇九
（略）	（略）
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・〇五
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇三
（略）	（略）
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇〇

昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	一・四一
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	一・三八
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで	一・三三
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・二九
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・二六
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・二三
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・一九
（略）	（略）
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・一二
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・〇八
（略）	（略）
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・〇四
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇二
（略）	（略）
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	〇・九九

平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	〇・九八
（略）	（略）
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九八
（略）	（略）
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九九
（略）	（略）
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
（略）	（略）

平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	〇・九九
（略）	（略）
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九九
（略）	（略）
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇
（略）	（略）
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇二
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（改正後の給付の額の算定に用いる率の適用）

第二条　この省令による改正後の船員保険法施行規則別表第五は、平成三十年八月一日以後の日に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による休業手当金の額、同月以後の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以後に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以後の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次条及び附則第四条第一項において「昭和六十年改正法」という。）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額について適用する。

（平成二十二年八月から平成三十年七月までの給付の額の算定に用いる率の読替え）

第三条　船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第九十四号。以下この項において「平成二十三年改正省令」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日までの日に係る船員保険法による休業手当金の額、平成二十二年八月から平成二十三年七月までの月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日までに支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに平成二十二年八月から平成二十三年七月までの月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、平成二十三年改正省令による改正前の船員保険法施行規則第百五十条中「別表第五」とあるのは、「船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十九号）附則第三条第一項の表」とする。